

利根町みんなのまち基本条例推進委員会 概要

1 利根町みんなのまち基本条例推進委員会

令和5年4月に施行された「利根町みんなのまち基本条例」は、まちづくりの基本となる理念を明らかにし、町民や町の責務などの基本的なルールを定めることで、協働によるまちづくりを推進することを目的としています。

この目的を達成するため、普及啓発及び推進並びに検証を行うため『利根町みんなのまち基本条例推進委員会』を設置します。

2 構成員

町民（4名）

学識者経験を有するもの（2名）

各種団体等の関係者（4名）の計10名

3 会議開催

年に2～3回程度（1回1時間半から2時間程度）

4 任期

委嘱の日から令和8年3月31日まで

5 その他

会議は、平日の日中を予定しております。